

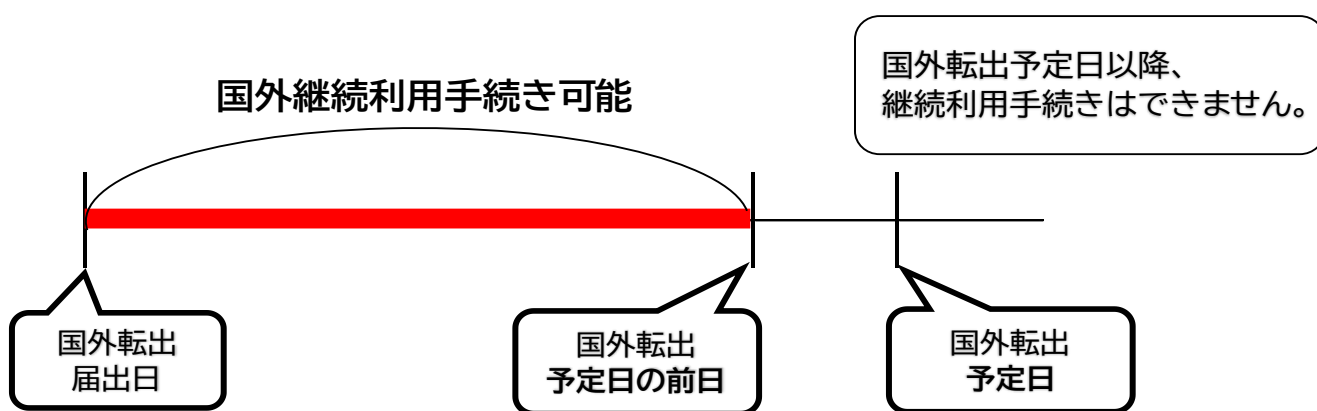
個人番号カードを持って 国外へ転出される方へ

【国外継続利用手続きについて】

令和6年5月27日から国外でも継続してマイナンバーカードを利用できるようになりました。

国外への転出届を届け出た市区町村で、**国外転出予定日の前日までに**カードの継続利用手続きが必要となります。

※ マイナンバーカードの追記欄に「国外転出 令和●年●月●日」と記載します。



※ 継続利用手続きをしない場合、今お持ちのカードは失効しますが、新しいカードの申請をすることも可能です。また、今お持ちのカードは返納していただきます。

※ 継続利用手続きをしないで国外転出をした場合、国外転出予定日から90日以内にカードの交付申請をした場合のみ、交付手数料が無料となります。

詳しくは…

マイナンバーカード総合サイト 

ご覧ください！

【電子証明書について】

国外転出予定日の前日までに、国内で発行した電子証明書を一度失効させ、国外用の電子証明書を発行する必要があります。電子証明書の発行が必要な場合は、併せてお手続きしてください。

※ 電子証明書は国外継続利用手続きをしない場合、住民票の消除に伴い失効します。

※ 国外転出予定日以降に電子証明書の発行をする場合は、住所地市区町村ではなく、本籍地の市区町村で発行が可能となりますのでご注意ください。

忘れずに国外継続利用手続きを行ってください